

騒音・振動規制のあらまし

—騒音規制法、振動規制法、環境基準、鳥取県公害防止条例等—

令和4年12月
鳥取県生活環境部環境立県推進課

I はじめに

1 騒音

机をたたいたり、手を打ったりすると音が出ます。物をこすったり、ひっかいたりしても音が出ます。風が吹いても、水が流れても音がします。目の前を行きすぎる車のエンジン音、タイヤが道路を捉える音、繁華街の喧騒、ジェット機の音等、現代社会には大きな音があふれています。しかし、静かな公園を歩くと自分の足音が聞こえ、家中が寝静まった深夜の台所では冷蔵庫のうなり声のようなモーター音が聞こえ、静かな夜の雑木林の中では夜行性の鳥類や虫の鳴き声が聞こえてきます。

このように私たちの生活は音に囲まれています。音にもいろいろな種類があり、大きな音・小さな音（音の大きさ）、高い音・低い音（音の高さ）、透明感のある音・にごった音（音色）等様々です。そして、快適に感じる音もあれば不快に感じる音もあり、問題を引き起こす音もあれば安らぎを与える音もあり、いろいろな音のうち、「歓迎されない音」「好ましくない音」が「騒音」ということとなります。

工場・事業場、建設作業及び各種交通機関から発生する大きい音は、睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境をそこなうことがあります。また、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声器を使用する商業宣伝放送、さらには一般家庭でピアノの音、犬の鳴き声なども、身近な騒音公害の原因となります。

2 振動

公害として問題にされる振動は、工場・事業場、建設作業及び各種交通機関等から騒音と同時に発生するケースが多く、これが周囲の地盤を伝わって、周辺住民の生活環境を損なうことにより問題となります。空気を中心とする媒質が振動する騒音と地盤のような固体の媒質が振動する振動とは、類似した物理的性質をもちます。

振動を感じるによって不快に感じる、睡眠の妨げとなる、戸・障子などがガタガタとなる、大きな振動発生源に近接している場合には壁・タイル等のひび割れや戸・障子の建付けの狂い等の問題を発生させることがあります。

表 1 騒音・振動の発生源の種類と法制度

発生源種別	規制法または基準等	備 考
工場・事業場	騒音規制法 振動規制法 鳥取県公害防止条例	指定地域内の特定施設を設置する工場・事業場
建設作業	騒音規制法 振動規制法	特定建設作業
自動車	騒音規制法 振動規制法 環境基準（騒音）	
航空機	環境基準（騒音）	1日当たりの離発着回数が10回以下であって、警察・消防及び自衛隊機等専用の飛行場等の周辺地域には適用しない
鉄 道	環境基準（新幹線鉄道騒音） 指針（在来線鉄道騒音）※ 指針（新幹線鉄道振動）	※ 新規に供用される区間、及び大規模な改良を行った後供用される区間（平成7年12月19日までに工事が認可申請されているものを除く）
営 業	鳥取県公害防止条例 風俗営業法	カラオケ、音響機器などが対象
拡 声 器	鳥取県公害防止条例	商業宣伝等が対象 暴爆音については、公安委員会の条例により規制
生 活	個人のモラル・コミュニティで解決すべきもの	洗濯機、テレビ、ピアノ、ステレオ、ペットの鳴き声など
自 然 界		鳥の声、風の音、波の音など

深夜(22:00～翌6:00)においては、工業専用地域等を除く県下全域で、あらゆる事業活動に伴う騒音を規制（鳥取県公害防止条例）

Ⅱ 騒音・振動規制法のしくみ

1 規制地域の指定

騒音規制法・振動規制法では、これらの法律によって生活環境を保全する必要がある地域を「規制地域」として指定（区域毎に基準を設定）し、工場・事業場、建設作業及び道路交通から発生する騒音・振動を規制し、騒音・振動の防止を図っています（図1、2参照）。

鳥取県では、規制地域の指定にあたっては、都市計画法の用途地域（図3参照）による区分（表3、4）を原則とし、更に土地利用の実態・動向、住宅等の集合状況等を勘案して、図面により指定を行っています。（図面は、県庁環境立県推進課、関係市役所・町村役場で縦覧しています。なお、市については、市長が指定を行い、各市役所で図面を縦覧またはホームページで公開しています。）

現在の指定状況は、表2のとおりで、指定された地域を有する市町村が、騒音・振動の規制に係る手続、指導等を行っています。

表2：指定地域と区域の区分

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
鳥取市	○	○	○	○	○	○
米子市	○	○	○	○	○	○
倉吉市	○	○	○	○	○	○
境港市	○	○	○	○	○	○
八頭町	—	○	○	—	—	—
日吉津村	—	○	○	—	○	○

注1) 規制地域は、各市町村の一部

注2) 当該地域は、工場・事業場の騒音・振動及び自動車騒音・道路交通振動に係る区域

注3) 上記市町村以外の市町村については、指定なし

図1 騒音規制法のしくみと事務の体系図（環境省ホームページより抜粋）

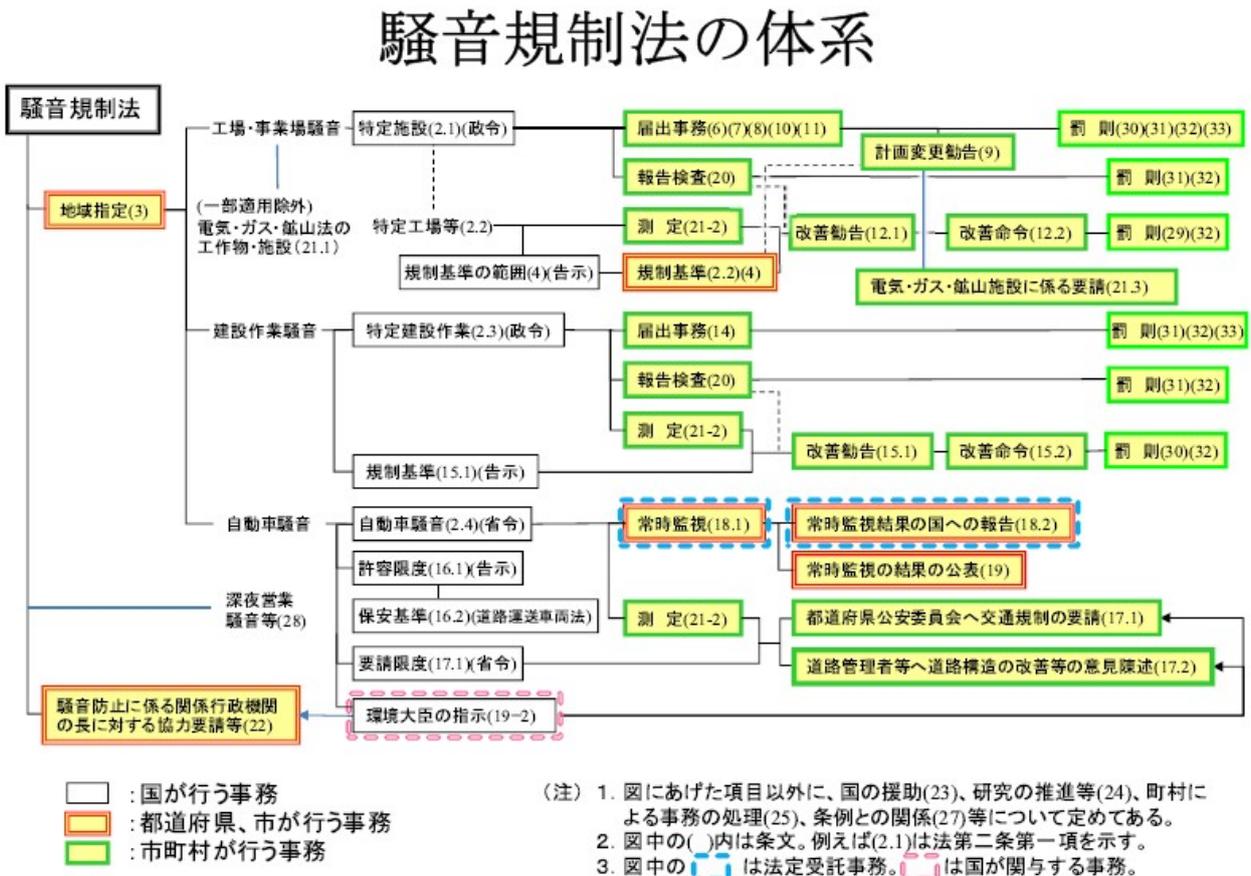


図2 振動規制法のしくみと事務の体系図（環境省ホームページより抜粋）

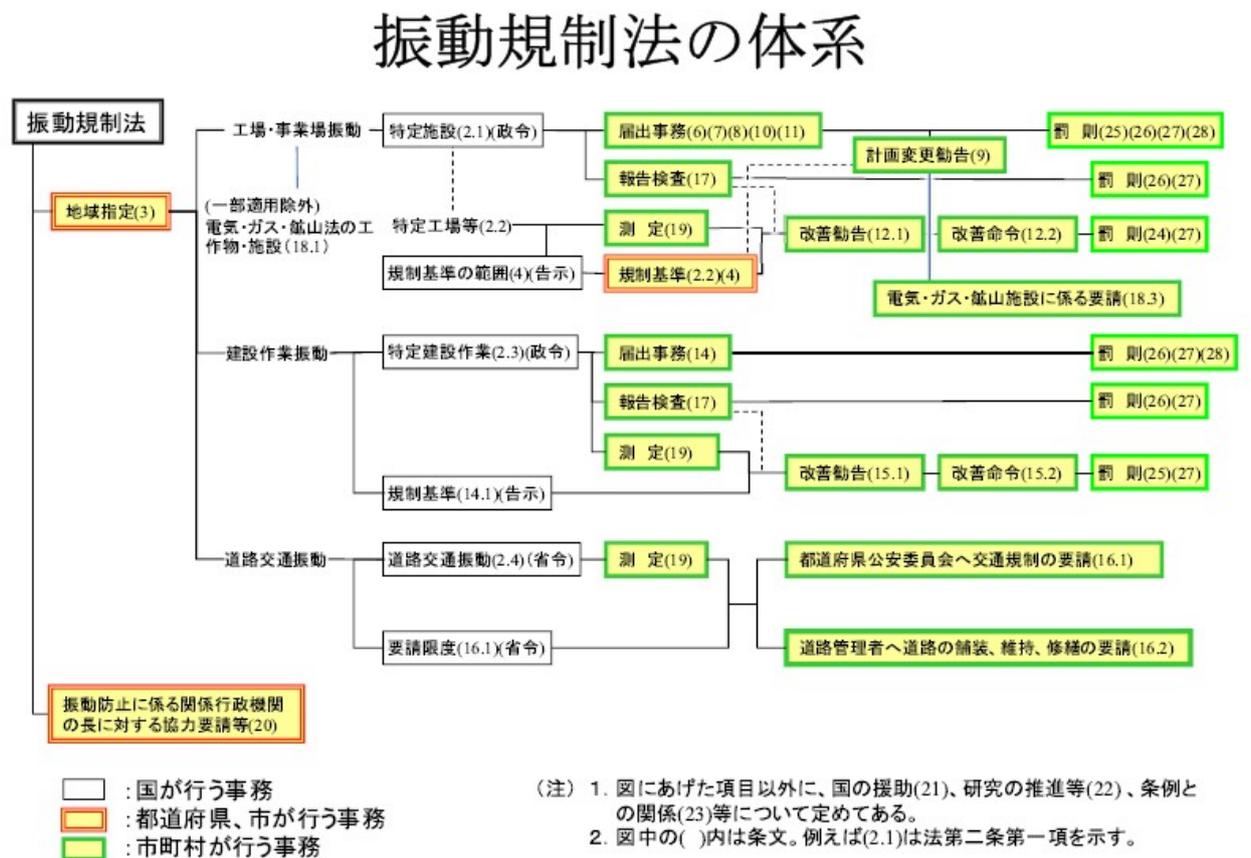


表3 都市計画法の用途区域と騒音規制法に基づく騒音規制区域との区分

都市計画法に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する騒音について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域	騒音規制法第17条に基づく指定地域内の自動車騒音の限度に係る区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域を含む)	a区域 専ら住居の用に供される区域
第2種低層住居専用地域			
田園住居地域			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	b区域 主として住居の用に供される区域
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域	第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域	第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
工業地域			
工業専用地域	原則として指定地域から除外		

表4 都市計画法の用途区域と振動規制法に基づく振動規制区域との区分

都市計画法に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する振動について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域	振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度に係る区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域	第1号区域 (工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域を含む)	第1種区域 …特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第1種区域」と同じ
第2種低層住居専用地域			
田園住居地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域	第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	第2種区域 …特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第2種区域」と同じ
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	第2種区域 …特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第2種区域」と同じ
商業地域			
準工業地域			
工業地域	第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 第1号区域以外の区域	第2種区域 …特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第2種区域」と同じ
工業専用地域			

(注) 表3, 4は、基本的な考え方のため、必ずしも現状の指定地域とは一致しない。

図3 都市計画法の第8条第1項第1号の用途区域凡例

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



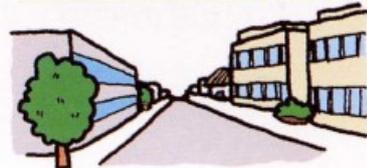
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



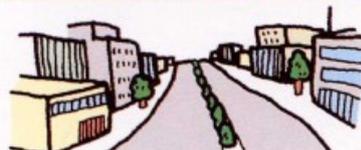
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをとするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

● 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律的な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

出典：国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために」

(<http://www.mlit.go.jp/common/000234476.pdf>)

2 工場・事業場の騒音・振動の規制

規制の対象となるのは、指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（「特定工場等」という）です。特定施設とは、著しい騒音・振動を発生する施設として政令で定められたもので、表5のとおりです。このような特定工場等には、各種の届出の義務があり、特定施設の設置、変更等の工事開始30日前までに市町村長に届け出なければなりません（届出義務を怠ると、5万円以下の罰金に処される場合があります。）。

また、特定工場等から発生する騒音・振動については、鳥取県では区域の区分と時間の区分ごとに表6、7に示す基準（規制基準）が定められており、特定工場等にはこれを遵守する義務があります。市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境がそこなわれると認める場合には、特定工場等に対し改善勧告・改善命令を行うことができます（改善命令に違反すると、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される場合があります）。

表5 騒音規制法・振動規制法における「特定施設」

特 定 施 設		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機定格出力の合計 22.5kw 以上	
	製管機械	全て	
	ベンディングマシン(ロール式)	原動機定格出力 3.75kw 以上	
	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機 械 プ レ ス	呼び加圧能力 294 kN 以上	全て
	せ ん 断 機	原動機定格出力 3.75kw 以上	原動機定格出力 1 kw 以上
	鍛 造 機	全て	全て
	ワイヤーフォーミングマシン	全て	原動機定格出力 37.5kw 以上
	ブラスト (タンブラスト以外)	密閉式を除く	
	タ ン ブ ラ ー	全て	
切 断 機	といしを用いるもの		
空気圧縮機・送風機		原動機定格出力 7.5kw 以上 ※環境大臣が指定するものを除く	
圧 縮 機			原動機定格出力 7.5kw 以上 ※環境大臣が指定するものを除く
破碎機・摩砕機・ふるい・分級機 (土石用・鉱物用)		原動機定格出力 7.5kw 以上	原動機定格出力 7.5kw 以上
織 機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
建 設 用 材 製 造 機 械	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラント以外)	混練機の混練容量 0.45m ³ 以上	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量 200kg 以上	
	コンクリートブロックマシン		原動機定格出力の合計 2.95kw 以上
	コンクリート管製造機械		原動機定格出力の合計 10kw 以上
	コンクリート柱製造機械		
穀物用製粉機 (ロール式)		原動機定格出力 7.5kw 以上	
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	全て	全て
	チップパー	原動機定格出力 2.25kw 以上	原動機定格出力 2.2kw 以上
	碎 木 機	全て	
	帯のこ盤・丸のこ盤	製材用：原動機定格出力 15kw 以上 木工用：原動機定格出力 2.25kw 以上	
	か ん な 盤	原動機定格出力 2.25kw 以上	
抄 紙 機		全て	
印 刷 機 械		原動機を用いるもの	原動機定格出力 2.2kw 以上
ロール機 (ゴム練用・合成樹脂練用)			カレンダーロール機以外 原動機定格出力 30kw 以上
合成樹脂用射出成形機		全て	全て
鋳造型機		ジョルト式のもの	ジョルト式のもの

表6 特定工場等において発生する騒音についての規制基準（鳥取県） 単位：dB（デシベル）

時間の区分 地域の区分	昼 間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜 間 午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	65	50
第4種区域	70	70	65

表7 特定工場等において発生する振動についての規制基準（鳥取県） 単位：dB（デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

3 建設作業騒音・振動の規制

規制の対象となるのは、規制地域内において施工される特定建設作業です。特定建設作業とは、建設工事として行われる作業の内著しい騒音・振動を発生する作業として政令で定められたもので表8のとおりです。

このような作業を実施しようとする施工者（元請）は、7日前までに市町村長に届出なければなりません（届出義務を怠ると、3万円以下の罰金に処される場合があります。）。

また、特定建設作業にともなう騒音・振動については、区域の区分ごとに表9に示す基準(改善基準)が定められています。市町村長は、改善命令に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しくそなわれると認める場合は、施工者に対し改善勧告・改善命令を行うことができます（改善命令に違反すると、5万円以下の罰金に処される場合があります。）。

表8 特定建設作業（騒音・振動）

特定建設作業		騒音規制法	振動規制法
くい打機等を使用する作業	くい打機 (もんけんを除く)	アースオーガーと併用する作業を除く	圧入式を除く
	くい抜機	全て	油圧式を除く
	くい打くい抜機 (圧入式を除く)	アースオーガーと併用する作業を除く	全て
びょう打機を使用する作業		全て	
さく岩機を使用する作業		※1	
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）		原動機（電動機以外）定格出力15kw以上	
コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタル製造のための作業を除く）		混練機の混練容量0.45m ³ 以上	
アスファルトプラントを設けて行う作業		混練機の混練重量200kg以上	
バックホウを使用する作業 ※2		原動機定格出力が ³ 80kW以上	
トラクターショベル ※2		原動機定格出力が ³ 70kW以上	
ブルドーザー ※2		原動機定格出力が ³ 40kW以上	
鋼球を使用して建設物等を破壊する作業			全て
舗装版破碎機を使用する作業			※1
ブレーカーを使用する作業			手持式を除く※1

備考：1 作業を開始した日に終わるものは除く。

2 ※1は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

3 ※2は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表9 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

単位：dB（デシベル）

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	1号及び2号	85	75
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
1日当りの作業時間	1号	10時間/日を超えないこと	
	2号	14時間/日を超えないこと	
作業期間	1号及び2号	連続6日を超えないこと	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと	

備考1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

- 2 基準値を超えている場合、騒音・振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を表6に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- 3 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。
- 4 区域の区分は、表3、4を参照。

4 自動車騒音・道路交通振動の規制

市町村長は、指定地域内の騒音・振動を測定することとなっています。

この測定を行った場合、表10、11に示す基準（要請限度基準）を超えていることによって道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、公安委員会に対して交通規制を要請したり、道路管理者に対して道路構造の改善等の意見を述べることができます。

表10 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分・要請限度値 dB（デシベル）	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
上記3区域のうち幹線交通を担う道路（高速道路、一般国道、都道府県道、市長村道の4車線以上区間）に近接する区域（2車線以下の道路：敷地境界から15m、2車線を超える道路：敷地境界から20mまでの範囲）	75	70
【幹線交通を担う道路に近接する空間の特例】		
○時間区分（総理府令で全国一律）		
<ul style="list-style-type: none"> ・昼間：午前6時から午後10時まで ・夜間：午後10時から翌日の午前6時まで 		
○測定場所		
道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という）が存している場合には道路の敷地境界線で行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用がされ、道路から距離を置いて住居等が存している場合には、住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点。		
○測定・評価方法		
連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について測定。等価騒音レベルにより評価し、大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値（デシベル）とする。		

表11 振動規制法施行規則別表第2の備考第1号に規定する道路交通振動の限度値 単位：dB（デシベル）

区分	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～翌日午前8時）
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

Ⅲ 鳥取県公害防止条例での騒音・振動規制のしくみ

1 工場・事業場騒音の規制

規制の対象となるのは、指定地域内において騒音関係特定施設を設置する工場・事業場（「騒音関係特定工場等」という。）です。騒音関係特定施設とは、騒音を発生する施設のうち、規則により定められた「クーリングタワー（冷却塔）」です。

このような騒音関係特定工場等には、各種の届出の義務があり、その内容、規制区域、規制基準の遵守義務等は、騒音規制法に準拠しています（届出義務を怠ると5万円以下の罰金、改善命令に違反すると、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される場合があります）。

表12 鳥取県公害防止条例における騒音関係特定施設

施設名	規格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの

2 深夜騒音の規制

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜(22:00～翌朝6:00)の騒音について規制しています。例えば、物の製造、加工に伴って発生する騒音の他、飲食店を営むことによって派生する音楽放送、バンド演奏、カラオケ及び嬌声などです。

規制区域、規制基準は表13のとおりであり、市町村長は、規制基準に適合しないことにより、その騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該事業活動を行う者に対し、改善勧告・改善命令を行うことができます（改善命令に違反すると、5万円以下の罰金に処される場合があります）。

表13 鳥取県公害防止条例による規制区域及び規制基準 単位：dB（デシベル）

区域の区分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める場合	50
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める場合	65
3 1及び2に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	45

3 拡声機騒音の規制

屋外で若しくは屋内から屋外に向けて又は航空機から機外に向けての拡声機を使用した放送に対する音量や時間制限等の規制を昭和63年10月1日から行っています。その内容は、以下のとおりであり、市町村長は、規定に違反する放送に係る騒音によりその周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該放送をしている者に対し、改善勧告・改善命令を行うことができます（改善命令に違反すると、5万円以下の罰金に処される場合があります）。

(1) 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50m以内の区域）

- ①学校教育法第1条に規定する学校
- ②児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ③医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- ④図書館法第2条第1項に規定する図書館
- ⑤老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- ⑥介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(2) 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

- 使用時間：午前8時から午後7時まで
- 音量：地上において65デシベル以下

(3) その他拡声機を使用する放送の制限

- ① 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも表14の音量基準1による。
- ア 工場、事業場、寺社、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
 - イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
 - ウ 露天市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
 - エ 飲食物の移動販売に伴うもの
 - オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

表14 音量基準1 単位：dB（デシベル）

区 域		音量	
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された地域	第1種区域	70	45
	第2種区域	70	45
	第3種区域	70	50
	第4種区域	70	65
2 1に掲げる地域以外の地域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く）		70	45

- ② ①に掲げる場合以外は、使用時間を午前8時から午後7時までとし、音量は、表15の音量基準2による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、70デシベル以下とする。

表15 音量基準2 単位：dB（デシベル）

区 域	音量	
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された地域	第1種区域	55
	第2種区域	65
	第3種区域	70
	第4種区域	70
2 1に掲げる区域以外の地域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	70	

(4) 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- ① 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
 - ② 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
 - ③ 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
 - ④ 公務員がその職務に関し放送をする場合
 - ⑤ 公職選挙法による選挙活動のための放送をする場合
 - ⑥ 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
 - ⑦ 団体の整理誘導のために放送をする場合
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合※
- ※「知事が公益上やむを得ないと認める場合」には、政治団体による政見発表、労働争議及び集団示威運動、公益法人の啓発広報等の通常行われている活動が該当します。

IV 環境基本法上の環境基準等

1 騒音に係る環境基準

環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件（振動についてはなし）について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標としての性格をもつ）が定められています。

うち騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとにそれぞれ定められており、その地域の類型指定については、都道府県知事が行うことになっています。

この地域の類型区分は、表16、17のとおり、原則として都市計画法の用途地域に準拠して行われるものとなっていますが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型指定を妨げるものではなく、当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考に、相当数の住居が所在する地域等に対して類型指定するようになっています。

本県では、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市および日吉津村において、都市計画法の用途地域の区分に準拠して、工業専用地域を除く一部地域で類型指定されています。

基準値は、一般地域及び道路に面する地域それぞれ定められています（表16、17参照）。

表16 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準 単位：dB（デシベル）

地域の類型	都市計画法の用途区域	時間区分・基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下
	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	田園住居地域		
B	主として住居の用に供される地域	55 以下	45 以下
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B	主として住居の用に供される地域	55 以下	45 以下
	第1種住居地域		
	第2種住居地域 準住居地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 以下	50 以下
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域 工業地域		
類型指定から除外		工業専用地域	

表17 道路に面する地域の環境基準 単位：dB（デシベル）

地 域	時間区分・基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

- 備考
- 1 これら騒音レベルは、各規準時間帯毎の等価騒音レベル（音圧レベルのエネルギー平均）で評価する。
 - 2 道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと、一律には言えないが、環境庁（現：環境省）マニュアルによれば、概ね道路端から50mの範囲をいう。
 - 3 「車線」とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。
 - 4 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道区間の道路で、2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を超える道路では道路端から20mの範囲をいう。
 - 5 道路に面する地域の環境基準達成状況の評価は、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうちの環境基準を超過する戸数及び割合を把握（一部を実測しこれに基づいてそれ以外を推計）して評価する。

2 航空機騒音に係る環境基準等

航空機騒音に係る環境基準は、表18のとおりですが、鳥取空港（鳥取市）、美保飛行場（境港市）の両飛行場とも、現在環境基準の類型指定は行っていません。なお、自衛隊と民間機とが供用する美保飛行場周辺には、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「指定地域（施策線）」があります。

表18 航空機騒音に係る環境基準

単位：dB（デシベル）

地域の類型		都市計画法に基づく用途地域	基準値
I	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域	57以下
		第2種低層住居専用地域	
		田園住居地域	
		第1種中高層住居専用地域	
		第2種中高層住居専用地域	
II	I以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域	第1種住居地域	62以下
		第2種住居地域	
		準住居地域	
		近隣商業地域	
		商業地域	
		準工業地域	
		工業地域	
類型指定から除外		工業専用地域	

備考 環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測。
なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格Z8731に従う。
- 測定は、屋外で実施し、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定。
- 航空機騒音の評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出。

$$\text{算式ア} \quad 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいう。

$L_{AE,di}$ ：午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE}

$L_{AE,ej}$ ：午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE}

$L_{AE,nk}$ ：午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE}

T_0 ：規準化時間（1秒）

T：観測1日の時間（86,400秒）

$$\text{算式イ} \quad 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N：測定日数

$L_{den,i}$ ：測定日のうちi日目の測定日の L_{den}

- 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行い、周波数補正回路はA特性を、動特性はSLOWを用いる。

【参考】

航空機騒音の環境基準については、平成24年度までWECPNLで評価されていました。

$$\text{WECPNL} = \text{dB(A)} + 10 \cdot \log_{10} N - 27$$

dB(A) : 1日のすべてのピークレベルをパワー平均したもの

$$N = N_2 + 3N_3 + 10 \cdot (N_1 + N_4)$$

N_1 : 0:00～7:00の航空機の機数

N_2 : 7:00～19:00の航空機の機数

N_3 : 19:00～22:00の航空機の機数

N_4 : 22:00～24:00の航空機の機数

このWECPNLとは、加重等価感覚騒音レベルと訳され、一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれるもので、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数を加重(深夜～早朝はうるさく感じるなのでその程度が大)して加味したものです。

3 その他(鉄道騒音・振動に係る指針等)

鳥取県には対象施設がありませんが、新幹線鉄道騒音に係る環境基準も定められています。

また、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策に係る指針」や「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」等が定められています。